

策定 平成 18 年 3 月 24 日

改正 令和 3 年 2 月 10 日

栃木県安全で安心なまちづくり推進指針

1 基本的方向

安全で安心なまちづくりは、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高め、自ら犯罪に遭わないように心がける自主自立の精神と、地域の安全は地域住民の支え合いや助け合いにより守るという相互扶助の精神により支えられた良好な地域社会を築いていくことが必要です。

安全で安心なまちづくりは、県民、事業者及び県が適切に役割を分担した上で、相互に連携を図りながら協働することにより推進します。

県民及び事業者は、安全で安心なまちづくりに関して、様々な機会等を通じて理解を深め、安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する各種施策に積極的に参加、協力するよう努めます。

県及び市町村は、それぞれが実施する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう相互に連携を図り協力します。

県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設等の環境整備を推進するとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する各種施策を総合的に策定し実施します。

2 安全で安心なまちづくりの推進施策

○ 地域における犯罪防止のための自主的な活動の推進

安全で安心なまちづくりは、犯罪の防止について県民一人ひとりが自ら積極的に取り組むとともに、自治会などの地域社会における安全・防犯パトロールなどの犯罪防止のための自主的な活動を県内全域で推進することにより、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(1) 自主防犯意識の高揚等

県は、安全で安心なまちづくりについて、県民の理解を深めるため、広報活動を充実させるとともに、研修の機会等を提供します。

また、県内の安全で安心なまちづくり関係機関・団体、市町村等が一体となった、普及啓発等を行うための組織づくりを行うとともに、県民等が行う犯罪の防止のための自主的な活動を促進するため、必要な情報の提供及び技術的な助言等の支援を行います。

(2) お互いに支え合う地域づくりの推進

安全で安心なまちづくりは、人と人とのきずなを大切にし、支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていくことが重要です。

県は、各地域において、安全で安心なまちづくりに取り組む自主的な活動を行う機関・団体等が有するノウハウ・情報等を広域的にネットワーク化するための取り組みを推進します。

また、市町村と適切に役割を分担しながら、それぞれが実施する安全で安心なまちづくり施策が円滑かつ効果的に推進されるよう相互に連携を図り協力します。

○ 犯罪の防止に配慮した環境整備の推進

安全で安心なまちづくりは、県民、事業者及び行政が連携協力しながら、地域ぐるみで安全を確保する体制等を整備するとともに、犯罪を行おうとする者の接近を防止し、「人の目」（視認性）が確保されるなど、犯罪の防止に配慮された構造、設備等を有する施設等の整備を推進することにより、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

(1) 児童等の安全対策

県は、学校等及び通学路等における児童等の安全の確保や多様な担い手による見守りの活性化に関する個別の指針を定め、県民等が児童等の通学路や日常生活における安全を確保するための体制等を整備します。

また、児童等の自らの防犯能力を高め、善悪の判断など、規範意識の涵養に努めます。

(2) 犯罪の防止に配慮した施設等の普及

県は、道路、公園、自動車駐車場・自転車駐車場及び住宅並びに深夜営業の小売店舗について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する個別の指針を定め、犯罪に対し抑止力を有する施設等の普及を図ります。

(3) 繁華街の犯罪防止対策

繁華街において、事業者や当該施設の所有者・管理者、地域住民、警察署長は連携して、犯罪の防止のための対策に努めます。